

## 第 1 2 節 災害救助法の適用

町長は、自ら実施する災害応急措置のうち、災害により住家が滅失した世帯数が、災害救助法に定める基準以上に達し、被災者が救助を要する状態にある場合は、その旨を知事に報告するとともに、法の適用を申請する。

### 第 1 災害救助法の適用基準

災害救助法の適用は、災害による本町域の被害が次のいずれかに該当する場合において、知事が指定する。

- (1) 家屋の全壊、全焼、流失等によって住家を滅失した世帯（以下「滅失世帯」という。）の数が50世帯以上に達した場合
- (2) 被害が相当広範な地域にわたり、かつ大阪府域内の滅失世帯の数が2,500世帯以上に達した場合において、本町域の滅失世帯の数が25世帯以上に達した場合
- (3) 被害が大阪府全域にわたり、かつ大阪府域内の滅失世帯の数が12,000世帯以上に達した場合、又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等の場合において、本町域の滅失世帯の数が、(1)、(2)に掲げる数に達しないが、本町の被害の状況が救助を要する状態にある場合
- (4) 多数の者が生命若しくは身体に危害を受け、又は受けるおそれがある場合

滅失世帯の算定基準は、以下のとおりとする。

全壊（全焼・流失）世帯	1	世帯 = 滅失世帯	1	世帯
半壊（半焼）世帯	2	世帯 = 滅失世帯	1	世帯
床上浸水、土砂の堆積等によって 一時的に居住困難な世帯	3	世帯 = 滅失世帯	1	世帯
〔注〕床下浸水、一部損壊は換算しない				

### 第 2 災害救助法の適用手続き

- 1 町長は、本町における災害の程度が適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがある場合は、直ちにその状況を知事に報告し、法の適用について協議するとともに、現に被災者が救助を要する状態にあるときは、法の適用を要請する。
- 2 災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、災害救助法による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告するとともに、その後の措置について、知事の指揮を受けなければならない。

### 第3 救助の種類

災害救助法が適用された場合、災害救助法で定める救助の実施は、国の責任において、知事が当たることになっているが、知事がその職務の一部を委任した救助の実施については町長が行う。ただし、災害の事態が急迫して、災害救助法に基づく知事による救助を行うことができない場合または委任を受けた場合は、町長が自ら救助に着手する。

災害救助法による救助の種類は、次のとおりである。

#### 1 町長が事前委任を受けて実施する救助

- (1) 収容施設（応急仮設住宅を除く。）の供与
- (2) 炊き出し、その他による食品の給与及び飲料水の供給
- (3) 被服、寝具、その他生活必需品の給与または貸与
- (4) 医療及び助産
- (5) 災害にかかった者の救出
- (6) 学用品の給与
- (7) 埋葬
- (8) 死体の捜索及び処理
- (9) 災害によって住居またはその周辺に運ばれた土石、材木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

#### 2 知事が実施する救助（ただし、必要に応じて大阪府から委任を受けた場合は、町長がこれを行う。）

- (1) 応急仮設住宅の供与（設置場所は本町が提供）
- (2) 災害にかかった住宅の応急修理
- (3) 生業に必要な資金、器具若しくは資料の給与または貸与

### 第4 救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準は「災害救助法による救助の程度・方法及び期間早見表」（別記）に示すとおりであるが、救助の期間については、災害の規模、被害の程度など災害の状況により応急救助に必要な範囲において、厚生労働大臣の承認を得て延長することがある。

(別記)

災害救助法による救助の程度・方法及び期間早見表

(平成17年改正)

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
避難所の設置	現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者を収容する。	(基本額) 避難所設置費 100人1日当たり30,000円以内 (加算額) 1 冬期 別に定める額 2 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額で加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 学校、公民館等既存建物に収容するのを原則とするが、これら適当な建物が得がたいときは、野外に仮小屋又は天幕を設置して収容する。 2 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等使用謝金、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 3 輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	1 規格 1戸当たり 平均29.7㎡(9坪)を基準とする。 2 限度額 1戸当たり 2,385,000円以内 3 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる(規模、費用は別に定めるところによる)。	災害発生の日から20日以内 着工	1 平均1戸当たり29.7㎡であればよい。 2 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3 供与期間 2年以内 4 賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。 5 府外からの輸送費は別枠とする。
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 全半壊(焼)流出、床上浸水で炊事できない者	1 1人1日(3食)あたり1,010円以内 2 被災地から緑故先(遠隔地)等に一時避難する場合3日分支給可(大人、小人の差別なし)	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食人員で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	1 費用は水の購入費並びに給水及び浄水に必要な機械及び器具の借上費、修繕費、燃料費並びに薬品及び資材費とする。 2 輸送費、人件費は別途計上
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)流出、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失又は棄損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏期(4月~9月)冬期(10月~3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 次に掲げる品目の範囲において現物支給に限る。 イ 被覆、寝具及び身の回り品 ロ 日用品 ハ 炊事用具及び食器 ニ 光熱材料

(単位:円)

区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増す毎に加算
全壊全焼 夏	17,300	22,200	32,700	39,100	49,600	7,200
流出 冬	28,500	36,800	51,400	60,300	75,600	10,300
半壊半焼 夏	5,600	7,500	11,300	13,700	17,500	2,400
床上浸水 冬	9,000	11,900	16,900	20,000	25,300	3,300

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
医療	医療の途を失った者 (応急的処置)	1 救護班...使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所...国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分娩した者であって、災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班などによる場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分娩した日から7日以内	1 次の範囲内において行う。 イ 分娩の介助 ロ 分娩前及び分娩後の処置 ハ 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給 2 妊婦等の移送費は、別途計上
災害にかかった者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とする。 3 輸送費、人件費は別途計上
災害にかかった住宅の応急修理	住宅が半壊(焼)し、自らの資力により応急修理をすることができない者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分 1世帯当たり 510,000円以内	災害発生の日から1月以内	実情に応じ、市町村相互間において対象数の融通ができる
生業に必要な資金の貸与	1 住家が全壊(焼)又は流出し、災害のため生業の手段を失った世帯 2 生業の見込みが確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者	生業費：1件につき30,000円 就職支度費：1件につき15,000円	災害発生の日から1月以内	1 生業を営むために必要な機械、器具、資材等の購入費に充てるもの。 2 貸付期間は2年以内で、利子は無利子とする。
学用品の給与	住家の全壊(焼) 流失、半壊(焼)又は床上浸水により学用品を喪失又は棄損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は次の金額以内 小学校児童1人当たり 4,100円 中学校生徒1人あたり 4,400円 高等学校等生徒1人あたり 4,800円	災害発生の日から (教科書) 1ヶ月以内 (文房具及び通学用品)15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合の個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際、死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人(12歳以上)193,000円以内 小人(12歳未満)154,400円以内	災害発生の日から10日以内	1 次の範囲内において、原則として現物をもって行う。 イ 棺(付属品を含む) ロ 埋葬又は火葬(賃金職員等雇上費を含む) ハ 骨つぼ及び骨箱 2 災害発生の日以前に死亡した者であっても対象になる。

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 支出できる費用は、舟艇その他捜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とする。 2 運送費、人件費は、別途計上 3 災害発生後3日を経過したものは一応死亡したものと推定している。
死体の処理	災害の際、死亡した者について、死体に関する処理をする。 (埋葬を除く)	死体の洗浄、縫合、消毒等の処理 1体につき3,300円以内  死体の一時保存 (1) 既存建物を利用する場合 当該施設の通常の実費 (2) 既存建物を利用できない場合 1体につき5,000円以内 (3) ドライアイス購入費等の経費が必要な場合 当該地域の通常の実費を加算可能	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 救護班により検案できない場合は、当該地域の慣行料金の額以内 3 輸送費、人件費は別途計上
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で、自力では除去することのできないもの	1世帯当たり 137,000円以内	災害発生の日から10日以内	1 支出できる費用は、除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員雇上費等とする。 2 実情に応じ市町村相互間において、対象数の融通ができる。
輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	

	救助業務従事者の区分	実費弁償の範囲	期間	備考
実費弁償	災害救助法施行令第10条第1号から第4号までに規定する者	1人1日あたり 医師、歯科医師 17,400円以内 薬剤師 11,900円以内 保健師、助産師、看護師 11,400円以内 土木技術者、建築技術者 17,200円以内 大工、左官、トビ職 20,700円以内	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額
	災害救助法施行令第10条第5号から第10号までに規定する者	業者のその地域における慣行料金による支出実績に、手数料としてその100分の3の額を加算した額以内	救助の実施が認められる期間以内	

\* この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合は、都道府県知事は、厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

\* 費用の限度額については、毎年度改正が行われるので、その都度、大阪府総務部危機管理室に確認すること